

第7回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和2年4月8日（水）

○ 議 題

1 議 案

- | | | |
|------------|--------------------------|-------|
| (1) 議案第27号 | 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について | (資料1) |
| (2) 議案第28号 | 令和2年度練馬区立図書館の臨時休館について | (資料2) |
| (3) 議案第29号 | 令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について | (資料3) |

議案第 27 号

令和 2 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 8 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 8 日
教育振興部保健給食課

令和 2 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立少年自然の家条例第 11 条第 1 項(4)に基づき、以下のとおり区立少年自然の家の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和 2 年 4 月 11 日（土）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

2 周知方法

練馬区ホームページおよびベルデ宿泊予約システムにより周知

3 臨時休館に伴う練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 4 月 8 日）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は4月7日、東京都を含む7都府県を対象に、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発令しました。これを受け都知事は同日、徹底した外出自粛要請等を内容とする緊急事態措置を発表しました。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、以下のとおり対応してまいります。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月6日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）は4月11日から休館します。児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは4月11日から休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは4月11日から休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 保護者の皆様には、保育所等保育施設や学童クラブなどの登園（室）の自粛を強くお願いします。

議案第 28 号

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 8 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 8 日
教育振興部光が丘図書館

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立図書館条例第 4 条第 1 項に基づき、以下のとおり区立図書館の臨時休館日を設定する。

- 1 臨時休館日
令和 2 年 4 月 13 日（月）から 5 月 6 日（水）まで
- 2 周知方法
練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知
- 3 臨時休館に伴う練馬区の対応
参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 4 月 8 日）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は4月7日、東京都を含む7都府県を対象に、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発令しました。これを受け都知事は同日、徹底した外出自粛要請等を内容とする緊急事態措置を発表しました。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、以下のとおり対応してまいります。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月6日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）は4月11日から休館します。児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは4月11日から休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは4月11日から休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 保護者の皆様には、保育所等保育施設や学童クラブなどの登園（室）の自粛を強くお願いします。

議案第 29 号

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 8 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 8 日
こども家庭部青少年課

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第 5 条第 1 項に基づき、以下のとおり区立青少年館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和 2 年 4 月 13 日（月）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 臨時休館に伴う練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 4 月 8 日）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は4月7日、東京都を含む7都府県を対象に、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発令しました。これを受け都知事は同日、徹底した外出自粛要請等を内容とする緊急事態措置を発表しました。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、以下のとおり対応してまいります。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月6日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）は4月11日から休館します。児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは4月11日から休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは4月11日から休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 保護者の皆様には、保育所等保育施設や学童クラブなどの登園（室）の自粛を強くお願いします。